

不審な電話や訪問への注意について

年金だより

まず、ここにご注意ください！！

電話や訪問により、預貯金額や口座番号、職業や家族構成などの個人情報をお聞きすることはありません。公的年金について、電話や訪問することがあるのは、日本年金機構及び当機構が業務委託を行っている委託事業者だけです。職員及び委託事業者が訪問する際は、必ず日本年金機構が発行した写真付き身分証明書を携行し、お客様に提示いたします。

委託事業者など、日本年金機構の職員以外が訪問により現金をお預かりすることはありません。職員が自宅へ訪問して現金をお預かりする場合は、その場で「領収証書」を発行します。

日本年金機構の職員が行う公的年金の手続き・年金証書などの再発行には手数料は一切かかりません。



怪しいなと感じたら…

即答を避け、相手の名前や所属、電話番号を確認し、一旦電話を切ってください。

口座番号等の個人情報を話したり、現金を支払ったり、振り込みをせずに、お近くの年金事務所へお問い合わせください。



不審な電話や訪問のケース

個人情報を聞き出すもの

1. 日本年金機構の職員を名乗り、「年金の支払いのために年齢や預貯金額、家族構成を教えなければ、年金の支給を差し止める」と言われた。
 - ・電話や訪問で、年齢や預貯金額、家族構成などの個人情報を聞き取ることはありません。
 - ・電話や訪問による質問に答えないことによって年金の支給を差し止めることはありません。

2. 運送会社を名乗り、「年金関係の荷物を預かっているが、配達できないので、職業や会社名を教えてほしい」などと言われた。

- ・日本年金機構からお客様に文書をお届けする際に、職業や会社名をお聞きすることはできません。



詳しくは、お近くの年金事務所または役場住民課住民係(35-2124)へお問い合わせください。

幌加内町は旭川年金事務所の管轄区域です。

住所：〒070-8505旭川市宮下通り2-1954-2 Tel：0166-25-5606 (自動音声案内)